評　価　細　目　の　第　三　者　評　価　結　果（保育所）

評価対象Ⅰ　福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ－１　理念・基本方針

		第三者評価結果	コメント
Ⅰ－１－(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
1	Ⅰ－１－(1)－① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	理念は「輝く大人が、輝く子どもと子どもの未来を育てる」、基本方針は「健康な心と身体を育む」と明文化している。理念・基本方針は、入園案内の全体的な計画に記載されている。保護者等には、ホームページの他、入園時等に周知している。職員には、施設長から研修時に説明があり理解を促している。

Ⅰ－２　経営状況の把握

		第三者評価結果	コメント
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	Ⅰ-2-(1)-①　事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	事業経営をとりまく環境は、札幌市内の施設長会議で情報を得ているほか、全国の姉妹園や自治体からの情報を法人が集約している。各園の施設長は「幼保小連携推進協議会」に参加し、周辺地域の情報を得ている。各園の経営状況は内部監査を元に本社役員会で分析している。
3	Ⅰ-2- (1)-②　経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a	全国の保育園については本社から、経営課題に対する共通認識、時勢に沿った園での対応方法や、施設長が備えるべき見識などを会議等を通して、伝えている。本社では、執行役員が中心となり、毎月の経営状況や園の懸案事項の検討を行っている。施設長に伝達された本社の方針等は、会議で職員へ周知されている。園における経営課題は、固定費等の支出等であるが、費用削減には限界があり、第一には収入増加を目標としている。

Ⅰ－３　事業計画の策定

		第三者評価結果	コメント
Ⅰ－３－（１）　中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	Ⅰ-3-(1)-①　中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b	中長期計画としては、園の方針・スローガンを念頭に、園の概要や実施すべき内容を展望している。2024年2月から2026年2月期における中期経営計画は、全体方針として既存事業の体質強化と海外事業の積極展開に向けた基盤整備をあげている。但し、保育部門に関しては職員体制や人材育成には言及されていない。理念・基本方針の実現に向けた具体的な取組を示すことが期待される。
5	Ⅰ-3-(1)-②　中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b	本社の中長期計画は、他部門と共に、コンパクトに策定されている。保育部門の中長期計画が理念・基本方針を具体化する内容となったときは、これを反映する単年度の事業計画となることが期待される。
Ⅰ－３－（２）　事業計画が適切に策定されている。			
6	Ⅰ-3-(2)-①　事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	事業計画には会議や研修の記載がある。年度初めに役割を分担し、年度末には評価を行い次年度に向けた課題を踏まえた次年度計画としている。2023（令和5）年度は、新型コロナウイルスが5類になったことから、札幌市内姉妹四園で話し合い「おとまり保育」の再開を企画し、本社と計画を進めている。
7	Ⅰ-3-(2)-②　事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a	事業計画は主に行事予定となっており、懇談会、園だより等で周知している。年間及び週間行事計画は玄関に掲示している。変更があれば追記で掲示し速やかに周知、理解を促している。

Ⅰ－４　福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果	コメント
Ⅰ－４－（１）　質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		

8	Ⅰ-4-(1)-①　保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	年度末には、職員による園評価、保護者による年度末アンケートを実施しており、結果を公開している。職員会議でまとめた改善策は、懇談会で説明している。園日報は本社・姉妹園に送り、その内容をもとに翌日、姉妹園の施設長に電話による10分間の「終業報告」を行っている。報告先の施設長から助言を受けている。第三者評価は初めてなので、今回の結果を活かして保育の質向上につなげることが期待される。
9	Ⅰ-4-(1)-②　評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	園の評価は職員で実施している。自己チェックを始め、施設長面談、職員面談で抽出された課題は、職員会議・職員研修で対応策を検討している。課題は法人本部に報告し、承認された対応策は年度を待たずに実施される。取り組むべき課題・改善策が翌年度の計画に反映する検討過程を記録すると共に、今回受審した結果を計画に反映することが期待される。

評価対象Ⅱ　組織の運営管理

Ⅱ－１　管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	コメント
Ⅱ－１－（１）　管理者の責任が明確にされている。			
10	Ⅱ-1-(1)-①　施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	施設長は年度初めに、職員に対して自身の職責を説明している他、主任保育士やその他の職員に業務を役割に応じ指導している。園のホームページに、責任者として園をどのように運営するかを掲載している。職員の業務分掌表は年度始めに園内で公開している。施設長は、日常業務の中での課題は職員間で協議し、本社へ報告、改善へ向けて行動している。
11	Ⅱ-1-(1)-②　遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b	施設長自身の研鑽に加え、本社からは時事の状況も踏まえて遵守すべき法令について、施設長会議等の場を通じて伝えている。また、職員会議や姉妹園との会議等で法令順守する考え方を共有している。あえて権利擁護などの言葉は使っていないが、日々の業務の中で、子どもの保育について、個々に応じた対応に努めている。法令遵守については、職員向けの教育・研修等の実施で、より職員の理解が高まることが期待される。
Ⅱ－１－（２）　管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	Ⅱ-1-(2)-①　保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	施設長は園内の巡回や保育現場に入って、保育内容が子どもの発達や特性に沿っているか確認し、職員へ指導を行っている。施設長は職員の適性、希望をふまえて、園内研修の内容を選択し、保育の質向上に努めている。
13	Ⅱ－１－（２）-②　経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a	人事・労務等については、施設長が職員面談や会議で園内の状況を取りまとめ、本社に業務改善案を提出している。本社は、施設長とともに分析を行い、改善策を提示している。このことにより、施設長の業務を軽減し、保育の質の向上に時間を振り向けることができている。改善策は施設長主導のもと実行している。

Ⅱ－２　福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	コメント
Ⅱ－２－（１）　福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	Ⅱ-2-(1)-①　必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b	施設長が職員の採用面接を行っている。札幌市内に4つの姉妹園があり、状況に応じた異動や交流研修等が可能となっている。また、施設長をはじめ、担当職員が保育士養成の専門学校等を訪問して新卒採用につなげている。保育士、栄養士及び管理栄養士等の配置は、本社で全国の姉妹園を管理しており、必要な体制や資質を明確にして全職員を正職員で採用している。
15	Ⅱ－２－（１）-②　総合的な人事管理が行われている。	a	新規採用については、札幌市内四園合同で行い、施設長の意向を重視して、本社で採用・人員配置を決定している。中途採用には職員の紹介制度が活用され、採用につながったことがある。人事管理については、本社が採用や評定において全国の保育園に対して考課基準を適用している。キャリアパス、自己評価チェックリストをもとに施設長面談、本社の面談等を経て、職員個々の評価を行っている。
Ⅱ－２－（２）　職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	Ⅱ-2-(2)-①　職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a	法人独自の退職金制度等があり、年5日の夏季休暇を定めている。出勤時間帯として、1週間同じ時間帯に固定しており、出勤時間の間違いが減少した。年2回以上の施設長と職員の面談があり、産休育休の取得を促進、休暇後復帰できるようにバックアップしている。

Ⅱ－２－（３）　職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	Ⅱ-2-(3)-①　職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	職員個々に応じて、テキストや必要な研修等が実施されている。年2回の自己評価チェック実施後には、本人への気づきを促し、認識のすり合わせと今後の課題を提示して、職員の自信につながるような施設長との面談を行っている。また、職員の立てた目標には、実践するためのアドバイスがある。
18	Ⅱ-2-(3)-②　職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	本社では毎年虐待についての研修を取り入れるように定めている。姉妹園の看護師がSIDSや誤嚥、窒息、けいれんへの対応を解説した動画を作成して訪問し、園内研修を行っている。施設長は折に触れて職員が求めていること、課題解決につながる有意義な研修を検討している。
19	Ⅱ-2-(3)-③　職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	職員は関心のある研修に希望を出し、適性に応じた研修を受けている。受講後は、職員全体にフィードバックさせ、保育の質の向上に努めている。職員の職責・興味・適性・目標に応じた研修に参加できるように勤務体制に配慮している。また、新人職員の業務指導を通したOJTにより研修の機会にしている。
Ⅱ－２－（４）　実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	Ⅱ-2-(4)-①　実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	園の開設当時より連携のある専門学校から、保育士資格取得のための実習生を受け入れている。実習は学校のプログラムを使用し、オリエンテーションを含め施設長が実習を担当している。受入れ時は、子どもや保護者へ実習期間等を玄関にお知らせを掲示して周知している。保育所の社会的責務として、保育に関わる専門職の研修・育成がある。実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関して基本的な姿勢を明確にし、具体的な実施方法が記載されたマニュアルの作成が期待される。

Ⅱ－３　運営の透明性の確保

		第三者評価結果	コメント
Ⅱ－３－（１）　運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	Ⅱ-3-(1)-①　運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	園ホームページには、園の概要に加えて特徴的な保育の内容等が掲載されている。園の玄関内に情報公開用の「URLとパスワード」が掲示されており、保護者は予算、決算情報を閲覧することができる。保育所事業や財務等に関する情報の一般公開で、経営の透明性が確保されることが期待される。
22	Ⅱ-3-(1)-②　公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	法人は、会計事務所や弁護士事務所による保育所経営に対するバックアップを受けている。

Ⅱ－４　地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	コメント
Ⅱ－４－（１）　地域との関係が適切に確保されている。			
23	Ⅱ-4-(1)-①　子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	地域情報を姉妹園で共有し、グラウンドの利用及び行事参加を通じ、近隣小学校及び他保育園・幼稚園、近隣の老人福祉施設との交流がコロナ以降、再開しつつある。子どもの社会性に関しては、年齢・月齢に応じた発達状況を職員間で共有し、保護者へ助言を行っている。園の所在が政令指定都市であることから、交流や見学の場は豊富である。また、開園時より所轄行政庁や近隣小学校とも良好な関係にあり、子どもの地域交流の働きかけは広げやすい。
24	Ⅱ-4-(1)-②　ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	「ボランティアの受け入れの手引き」に基本姿勢が明文化されている。学校の体験教室学習や人材センターを通し、保育ボランティアを受け入れている。ボランティア希望者にはどのような形で子どもたちに関わりたいかを確認し、極力、要望に応えている。学校等には事前に注意事項を伝え、子どもや保護者へは玄関にボランティア等受入れのお知らせを掲示して周知している。保育所は専門性を有する地域の重要な社会資源であり、学校教育や体験教室などのボランティア活動を受け入れる役割もある。想定外のトラブルや事故を防止するためにも、「ボランティアの受け入れの手引き」に加えて、ボランティアに伝える具体的な事項を記載したマニュアルの作成が期待される。
Ⅱ－４－（２）　関係機関との連携が確保されている。			

25	Ⅱ-4-(2)-①　保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	市内には、学校、図書館、放送局、消防署、警察署、札幌市役所及び北海道庁等が所在している。これらとの連携の状況は職員会議や昼礼で職員に周知しており、協力して取り組んでいる。必要に応じて、区保健センター、札幌市児童相談所や発達支援センターなどと連携している。施設長は地域で開催される会議へ出席している。市内中心地の立地もあり、地域の機関や企業からも認知され連携している状況を評価したいが、更なる取り組みの深化も期待したい。
Ⅱ－４－（３）　地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	Ⅱ-4-(3)-①　地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b	元保育士の民生委員が第三者委員に就任し、年度末の運営委員会に参加している。園内の問題だけでなく、地域からみた園について情報交換を行っている。会合は、経営・運営の参考にはしているが、意図的に地域ニーズの把握までは行っていない。保育園は公益性のある福祉事業所として、積極的に地域社会のニーズを把握することが期待される。
27	Ⅱ-4-(3)-②　地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b	地域の保護者への子育て支援として、育児相談事業を保育の全体的な計画にあげている。今後は、上記評価基準項目で把握した地域社会のニーズにもとづいた積極的な事業・活動を期待したい。

評価対象Ⅲ　適切な福祉サービスの実施

Ⅲ－１　利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-１-（１）　利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	Ⅲ-1-(1)-①　子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b	職員は定期的な園内外の研修や、年2回の自己評価チェックを実施している。日々の保育の中で気になる声かけや姿勢、遊びの展開があった際には、施設長がその場で指導や職員会議などで話し合いをして改善に繋げ、「見られて良い保育、聞かれて良い言葉」を合言葉にしている。今後は、倫理要綱等に子どもを尊重した保育について園の姿勢を明示することで、より職員の理解や保育実践が進むことが期待される。
29	Ⅲ-1-(1)-②　子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a	生活場面における排泄・着替え時のプライバシー保護に配慮し、着替えが自分でできるようになる過程で上下別に着替えるように指導している。子どもには月齢に応じて羞恥心やプライベートゾーンを教えている。保護者向けには懇談会や「施設長たより」を通じ、プライバシー保護の啓発に努めている。職員には必要以上の接触をしないよう指導をしている。
Ⅲ-１-（２）　福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
30	Ⅲ-1-(2)-①　利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	本社の雲母保育園ホームページで、理念や特徴を紹介し、保育園ホームページには施設長挨拶・スローガン、保育内容を掲載している。見学希望者には電話予約の上、1家庭ずつ対応しており「入園案内」を資料として見学担当者が説明している。「入園案内」には園の特色、行事、料金、持ち物等、必要な情報が網羅されており、毎年見直しがされている。外国籍の保護者への対応を見越し翻訳機を準備している。
31	Ⅲ-1-(2)-②　保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a	保育の開始については、個別の入園前面談で児童票を基に、保護者の意向を確認している。「入園案内」は重要事項説明書を兼ねており、保護者の同意を得ている。保育の変更が生じた際は、玄関掲示、送迎時の連絡、年3回の懇談会等で情報を提供している。また個別な対応の変更の場合も降園時の連絡である「5分間対応」や連絡ノート、年2～3回の個別懇談を活用している。
32	Ⅲ-1-(2)-③　保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b	子どもの状態の変化や家庭環境の変化等で他事業所等への変更を行う際は、変更先の事業所から情報提供の要望があった時のみ応じている。その際は保護者の許可を得ている。卒園後も子どもや保護者が相談を希望した場合は、施設長が窓口となって対応している。施設長は保護者が卒園後も相談に来やすくなるよう努めている。今後はその体制を書面等で保護者に伝えることが期待される。
Ⅲ-１-（３）　利用者満足の向上に努めている。			

33	Ⅲ-1-(3)-①　利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b	日々の保育の中で子どもの声に耳を傾け、計画や週案を変更するなど可能な限り要望等に応えて、子どもの満足度につなげている。直近では、公園で見かけた虫に興味を持った子の「またここに来たい」という声を受け、翌日以降の活動を変更し公園に通った。保護者の満足度に関しては給食フェアの際やWEB上でアンケートを実施している。また年3回の懇談会と個人懇談、年1回の運営委員会で出た意見には本社を交えて検討している。今後はアンケート結果の掲示に留まらず、意見への対応策等も保護者へ提示することで、更なる利用者満足度の向上が期待される。
Ⅲ-１-（４）　利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
34	Ⅲ-1-(4)-①　苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	苦情解決の仕組みとして、業務マニュアルや「苦情および相談、開示などへの対応規程」がある。受付担当者、解決責任者、第三者委員連絡先等を「入園案内」に明記し、保護者に周知している。また苦情の件数は玄関先に掲示しており、頂いたお声をもとに園の運営などを変えた場合は玄関掲示、おたより、保護者会などで保護者全体にお知らせしている。
35	Ⅲ-1-(4)-②　保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a	利用者が相談・意見を述べる機会は、クラス懇談会・個人懇談会・運営委員会等がある。なかでも毎日降園時の「5分間対応」は徹底されており、保護者と職員の関係性が深まるとともに日常的な相談・意見の機会の場として効果的を上げている。相談・意見の仕組みは「入園案内」に明記され、フロー図は玄関に掲示されている。相談相手を自由に選択できることも保護者に周知されている。
36	Ⅲ-1-(4)-③　保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	懇談会や降園時の「5分間対応」などで把握した保護者の意見・相談等のうち、職員全体で把握しておくべき内容は、毎日の朝礼・昼礼で職員共有をはかっている。把握した意見は、改善の余地があるものはすぐに取り組み、解決に時間がかかる場合は、施設長経由で本社の指示を仰ぎ、迅速な対応に努めている。
Ⅲ-１-（５）　安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
37	Ⅲ-1-(5)-①　安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b	リスク管理規程、業務マニュアルでリスクへの対応を定めている。緊急性の高いリスクには、職員室や保育室に対応を掲示している。令和5年4月作成の「安全計画」は、「安全教育・管理・点検・職員研修・保護者への啓蒙」等の項目に分け、2か月ごとに職員の評価と子どもの振り返りを記録している。ヒヤリハットについては、朝礼・昼礼で共有されているものの、職員の「危険への気づき」レベルを上げ、改善・再発防止を強化するためにも、ヒヤリハットの要因分析や、より見える形での収集が期待される。
38	Ⅲ-1-(5)-②　感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	感染症対策としてコロナ禍以前から、消毒や換気を徹底しており、職員は業務マニュアルの感染症の予防策・症状・対応を確認している。姉妹園の看護師が看護マニュアルの見直しを定期的に実施しているほか、関係する動画を作成し園で職員研修を重ねている。感染症発生時には保育室に感染症名と対策期間を掲示し、玄関ドアには感染症名・人数を掲示している。園だよりの保健コーナーでは、季節に応じた記事を紹介している。
39	Ⅲ-1-(5)-③　災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	毎月の避難訓練では想定される様々なシチュエーションで行っており、実施後は職員会議で振り返りを行っている。ハザードマップで災害時のリスクを把握している。直近の避難訓練では防災頭巾の着用に時間がかかったことが報告され、日々の保育の中で「ごっこ遊び」として練習する等の改善策を実施している。施設長はテナントとして入居しているビルの防火防災担当責任者で、ビル全体の避難訓練では、他テナント会社との連携を確認している。また、避難時持ち出し袋・非常食は、定期的に点検している。胆振東部地震の際に札幌市内４園で協力して復興した経験から、姉妹園との防災に関する協力体制も築けている。

Ⅲ-２　福祉サービスの質の確保

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-２-（１）　提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		

40	Ⅲ-2-(1)-①　保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	保育の標準的な実施方法は、保育全般にわたり業務マニュアル等で詳細に定めており、施設長が巡回・保育に入り、職員に手法を伝えている。業務マニュアルはパソコンに保管してあり、職員はいつでも閲覧できる。また毎月の園内研修で業務マニュアルの読み合わせを行っている。
41	Ⅲ-2-(1)-②　標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	業務マニュアルは本社にマニュアル改訂を担当する委員会があり、毎年定期的に検証・見直しが実施されている。
Ⅲ-２-（２）　適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
42	Ⅲ-2-(2)-①　アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	b	子どもの発達・家庭環境は児童票を基に把握し、3歳未満児と特別に配慮が必要な児童は個別の指導計画を作成している。個別の指導計画には、「子どもの姿」「ねらい」「配慮・環境構成」「子どもの評価」を詳細に記載している。指導計画は全体的な計画に沿い、入園時面談や個別懇談、毎日の登降園時に保護者から得た情報も加え、日々の朝昼礼・職員会議で話し合い作成している。計画作成では、保護者支援も含めた保育ニーズを明らかにして、計画に記載されることが期待される。
43	Ⅲ-2-(2)-②　定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b	年間指導計画には職員の振り返り欄、月間・週案の指導計画には職員と子どもの振り返り欄があり、担当者が記載し施設長が確認している。個別の指導計画も同様に記載し、評価・見直しは次の指導計画作成に反映している。子どもの育ちや家庭環境の変化など個別の指導計画の見直しが必要となった際は、職員会議等を通して関係職員が協議している。計画の見直しには、目標・ねらいの妥当性等についての検証に加え、保護者の意向の確認と同意が明記されることが期待される。
Ⅲ-２-（３）　福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
44	Ⅲ-2-(3)-①　子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b	児童票等は本社で統一した様式がある。保育園向けの業務支援ツールを導入し、指導計画、保育記録、身体測定記録等に活用している。ツールは職員が計画作成や記録をするだけでなく、保護者がアプリで確認できる情報もあり、業務効率改善につながっている。。職員間の情報共有はクラウドで行い、効率化をはかっている。連絡帳等の書類の書き方は「業務マニュアル」で定めている。保育士は入職後に、担当職員、施設長、本社の許可を得てから保護者宛の書類記入が可能となる。記録する職員によって記録内容等に差異が生じないように指導しているので、今後に期待したい。
45	Ⅲ-2-(3)-②　子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a	法人として「プライバシーマーク（Pマーク）」を取得しており、「個人情報保護方針」を基に「個人情報保護基本規程」「個人情報保護教育規程」「個人情報保護教育規程」などを定めている。上記規程と「文書管理規程」をあわせて、記録の保管・保存・破棄・情報の提供に関して定めている。職員は毎年、個人情報取り扱いに関する研修とPマークテストを受けている。保護者には入園時に「個人情報取扱い同意書」を用いて、個人情報の取扱について説明し同意を得ている。印刷物に掲載する子どもの写真の使用については、園の内外の別に意向を確認している。

評価対象　保育所　付加基準

A-1 保育内容

	第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a	全体的な計画は「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」、乳児保育で「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものと関わり感性が育つ」の3つの視点をおさえ養護と教育を一体的に行われるようにしている。食育、健康、安全、地域交流、子育て支援などを記載し指導計画につなげ、保育実践できるように作成している。職員の参画は、指導計画で反省、評価したことをもとに年度末に乳児、幼児の職員に分かれて子どもの様子と照らし合わせて話し合っている。職員会議で意見を出し合い次年度の全体的な計画に反映している。
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		

A② A-1-(2)-①　生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	高層ビルにある園内は0歳児から1歳児、2歳児から5歳児の2部屋からなる広々とした空間になっている。2・3歳児、4・5歳児は仕切りを設けて同じ空間で過ごしている。パーテーションを活用することで、子どもの生活や遊びの確保をしている。温度管理はビルで管理されているが、室内の温度、湿度計で部屋の調整を行い換気をしている。外からの防音対策も完備している。0、1歳児トイレ、2歳児トイレは子どもの動線に合わせた設備になっている。乳児、幼児ともサンダルは使用せずトイレへいくことができ常に清潔にしている。
A③ A-1-(2)-②　一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	個別計画に、「子どもの話したい気持ちが増すよう表情豊かに言葉を返し、うれしくなるような応答をする」など配慮事項を記載している。指導計画では、子ども一人ひとりの気持ちを受け止めながら一緒に生活していくなどの援助内容をおさえている。次月の指導計画、週案を作成する際には、各クラスで反省、評価を行い職員会議で職員と情報を共有している。保育活動の中で否定語、禁止語など使わないよう言葉遣いに留意している。子どもの目の高さに「ろうかをすてきにあるこうね」と貼り出して、プラスの言い方を保育士同士で心がけている。
A④ A-1-(2)-③　子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a	基本的生活習慣（食事、排泄、睡眠、着脱、清潔など）は、着脱では「できない、やって」と言ってくる子どもには甘えを受け止め、自分からやろうとしない子どもには「着替えたら遊ぼうね」など意欲につながる言葉がけの実例を指導計画、週案に記載している。業務マニュアル（食事、着替え、排泄、午睡など）は日々の子どもとの関りを通して援助するよう定めている。保護者には子どもの様子を伝え早寝、早起き、食事、睡眠といった生活環境を整えてもらうよう連携をとっている。子どもには、食事、睡眠など規則正しい生活の必要性を働きかけている。
A⑤ A-1-(2)-④　子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	近隣に大通公園や時計台があり、ビル内外の園環境を生かした保育活動を行っている。幼児は忍者ごっことしてビルの階段の上り下りをしている。散歩は、異年齢交流を行い遊具のある公園やかけっこのできる公園、自然物に触れることができる場所などに出かけている。2・3歳児では近くにしかいけないところも、2歳児と5歳児を組み合わせると少し遠くにいけるなど、目的に応じて戸外活動をしている。なわとび、鉄棒、竹馬など継続的に行い明日につながる活動計画を作成している。同じものを遊び続けることで子どもの想像力を育み、友だちと協力して活動できるようにしている。
A⑥ A-1-(2)-⑤　乳児保育（０歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	月間指導計画で乳児保育に関わる3つの視点を記載している。週案保育日誌、個別指導計画につなげて配慮、環境構成で、授乳やおむつ交換時などは、視線を合わせ応答的なかかわりをしていくなど記載している。個々の睡眠時間に応じて防音マットを利用して家庭に近い環境を工夫している。０歳児の高月齢と１歳児の低月齢が遊ぶなど保育士間で連携を取っている。離乳食は、栄養ノートで進み具合など家庭に伝えたり、お迎え時に担任や栄養士が相談にのったりしている。子どもの育ちを家庭と連携しながら保育にあたっている。
A⑦ A-1-(2)-⑥　３歳未満児（１・２歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	指導計画に健康、人間関係、環境、言葉、表現の5領域を記載している。週案保育日誌で、友だちとのかかわりを楽しめるよう、保育士も間に入ってやりとりをすることや、自分の思いを伝えようとする姿に耳を傾けている。また、安心して言葉にできるようにすることなどを援助、配慮事項に記載している。自我の育ちを受け止められるようにしている。排泄は個々の間隔を把握して、その子どものペースに合わせている。おむつからパンツに移行するときは、家庭と連携を取り無理なく進められるようにしている。
A⑧ A-1-(2)-⑦　３歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b	3歳児は集団の中で安定しながら、4歳児は集団の中で自分の力を発揮しながら、5歳児は集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ友だちと協同的な活動ができる段階に至るよう配慮している。年齢児ごとに5領域の視点のもと指導計画、週案保育日誌を作成している。子ども一人ひとりについては、気にかかったことなどを個人記録に記載し、児童票にまとめている。一人ひとりの子どもと集団へのかかわりを適切に援助できるような記録方法や、指導計画の工夫を期待したい。

A⑨ A-1-(2)-⑧　障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b	評価時点では、障がいのある子どもは通所していない。配慮を必要としている子どもは各クラスにいて、個別指導計画で個々に合わせた発達を見守り育ちを記録している。クラスの保育活動を把握しながら配慮を必要としている子どもの対応をしている。職員会議で情報を共有し職員全員で対応していけるようにしている。今後は、配慮を必要としている子どもについて、保健センター、児童発達支援センター等の専門機関からの助言や、関係機関との協力を得た支援の検討を期待したい。
A⑩ A-1-(2)-⑨　それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	月指導計画には、気候等に合わせた長時間保育の援助と配慮事項を記載している。その日の子どもの体調や気になるところを昼礼時に職員で共有している。子どもの状況に応じて静と動の活動を取り入れている。週末は子どもであっても疲れが出やすいため、パーテーションで囲いゆったり過ごせるようにしている。伝言ボードを活用して保育士間の引継ぎを行っている。
A⑪ A-1-(2)-⑩　小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b	小学生と子どもとの交流は、小学校のグラウンド開放時の活用や開放図書を利用して、小学校の見学を行っている。今後は保育園と小学校の子ども同士の交流を検討している。保護者にはクラス懇談会や日々のコミュニケーション時に子どもの成長を伝え、就学後の生活に見通しを持たせている。幼保小連携協議会では、小学校教員と子どもの情報交換を行っている。今後、保育園が「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を、小学校教員と共有して就学につなげていくことを期待したい。
A-1-(3) 健康管理		
A⑫ A-1-(3)-①　子どもの健康管理を適切に行っている。	b	年間保健計画では、月ごとのねらい、配慮事項、保護者支援など記載して、月ごとに子どもの振り返り、職員の振り返りをしている。園だよりに保健コーナーを載せて保護者に情報を伝えている。姉妹園の看護師が来園して、救急救命講習AEDの訓練や熱性けいれん、乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する研修の後で、シュミレーションを行っている。SIDSについては、救急車を呼ぶ、救急車に同乗する、保護者連絡、などの役割分担や、病院への持参物確認など、実践的な訓練を定期的にされることを期待したい。
A⑬ A-1-(3)-②　健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a	健康診断は、子どもの健康状態で気になることなどを事前に保護者に確認し、医師に伝え援助できるようにしている。歯科健診は保護者アンケート（歯磨きの有無、日常飲んでいるジュース類、ミルク又は母乳かなど）で家庭での生活を把握して受けている。健診結果とアンケートをもとに、家庭での生活に活かせるよう保護者と連携を取っている。子どもには歯みがき教室を行い、フロスチェカー（磨き残しが赤く残る液剤）と手鏡を使って歯みがきの仕方を教えている。
A⑭ A-1-(3)-③　アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a	アレルギー疾患のある子どもに対しては「食物アレルギー対応マニュアル」をもとに医師、園長、栄養士、保育士（担任）と保護者が連携して対応を行っている。保護者には、アレルギー対応マニュアルを渡してアレルギー対応食を提供する場合の必要な手順を説明している。毎月給食献立表でアレルギー食の確認をしている。朝礼でアレルギー対応児の申し送りをして全職員で情報を共有している。提供時は、栄養士、保育士（担当者）、園長の3点確認をしている。アレルギー対応については、発症時のフローチャート（手順）を学ぶなど園内研修を行っている。
A-1-(4) 食事		
A⑮ A-1-(4)-①　食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	食育計画は「食と健康」「食と人間関係」「食と文化」「いのちの育ちと文化」「料理と食」の5つの視点から計画を立て、栄養士が献立を作成している。クッキング保育や郷土料理、野菜料理などテーマを決めて給食フェア行い、保護者にはお迎え時に玄関のスペースを利用して試食を行っている。出窓スペースにバジルや朝顔を育て、カットした大根・サツマイモで水栽培をして、植物の生命力に気づかせている。ビル内の園環境を生かした工夫をしている。
A⑯ A-1-(4)-②　子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a	栄養士3名が献立作成、調理を行い交替で保育に入り生活や遊びの援助をして、食事の介助や子どもと一緒に食事をしている。一連の保育の流れを通して、子どもの嗜好や喫食状況を見ながら献立や調理している。栄養士が地元の食材や、旬の食材を購入し提供している。衛生管理マニュアルをもとに子どもが安心して安全に食べられるよう、体制を整えている。

A-2 子育て支援

	第三者評価結果	コメント
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰ A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	個人面談は年3回、クラス懇談会を年3回、保育参観は年1回行い、保護者に普段の子どもの様子や保育内容等の理解を得るようにしている。日々の送迎時は玄関での受け入れを行い保護者と「5分間対応」でコミュニケーションを深めている。担当保育士以外も対応して保護者に寄り添うことができるようにしている。
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱ A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b	施設長は施設長だより「ほっこりタイム」を発行して、子育て情報を提供している。クラス懇談会には、施設長による「ほっこりトーク」を行い、必要時には個別面談をしている。相談室を設けて、保護者が安心して話ができるよう環境を整えている。保護者からの相談内容が困難な場合や詳細な経過が必要な事例については、施設長自ら記録をとり保管している。相談内容にかかわらず記録し職員と共有していくことを期待したい
A⑲ A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	登園時に視診を行うとともに、着替え時には児童虐待の対応マニュアルでの視診チェックポイントをもとに把握できるようにしている。虐待についての園内研修を行い、虐待について保育園での対応や保育中に気になることを発表しあっている。園内研修は前年度の見直しをして、年度始めにテーマを決め、各職員が担当して進めている。虐待等権利侵害が疑われるような場合は、保健センターと連携体制を取っている。

A-3 保育の質の向上

	第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳ A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b	保育士は子どもにどう働きかけたか、なわとび、鉄棒ではどのようなプロセスでできるようになったかなど、職員の振り返り欄と子どもの振り返り欄で、週案保育日誌に記録している。また、環境設定では「子どもにどうだったか」を職員間で話し合い、工夫しながら次月の指導計画につなげている。昼礼では子どもの変化を共有し、環境や子どもの状態に合わせて柔軟に計画を変更し対応している。このような一連の保育実践の振り返り（自己評価）は、園全体の自己評価として共有し、保育の質の向上につなげていくことを期待したい